

障害福祉サービス等報酬告示改正（案）

障害福祉サービス等報酬告示改定（案）

1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等

及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

| | |
|----------------------------|-----|
| ○ 居宅介護に要する費用の額の算定方法 | 1 |
| ○ 重度訪問介護に要する費用の額の算定方法 | 13 |
| ○ 行動援護に要する費用の額の算定方法 | 22 |
| ○ 療養介護に要する費用の額の算定方法 | 28 |
| ○ 生活介護に要する費用の額の算定方法 | 34 |
| ○ 児童デイサービスに要する費用の額の算定方法 | 52 |
| ○ 短期入所に要する費用の額の算定方法 | 61 |
| ○ 重度障害者等包括支援に要する費用の額の算定方法 | 70 |
| ・ 厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等 | 72 |
| ○ 共同生活介護に要する費用の額の算定方法 | 76 |
| ○ 施設入所支援に要する費用の額の算定方法 | 91 |
| ○ 自立訓練（機能訓練）に要する費用の額の算定方法 | 116 |
| ○ 自立訓練（生活訓練）に要する費用の額の算定方法 | 124 |
| ○ 就労移行支援に要する費用の額の算定方法 | 138 |
| ○ 就労継続支援A型に要する費用の額の算定方法 | 147 |
| ○ 就労継続支援B型に要する費用の額の算定方法 | 156 |
| ○ 共同生活援助に要する費用の額の算定方法 | 169 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 2 障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 | 178 |
|---------------------------------------|-----|

| | |
|---|-----|
| 3 障害者自立支援法に基づく指定旧法指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準 | 181 |
|---|-----|

| | |
|------------------------------------|-----|
| 4 児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準 | 254 |
|------------------------------------|-----|

居宅介護に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| 別表 | 別表 |
| 第1 居宅介護 | 第1 居宅介護 |
| 1 居宅介護サービス費 | 1 居宅介護サービス費 |
| イ 居宅における身体介護が中心である場合 | イ 居宅における身体介護が中心である場合 |
| <u>(1) 所要時間30分未満の場合 254単位</u> | <u>(1) 所要時間30分未満の場合 230単位</u> |
| <u>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 402単位</u> | <u>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 400単位</u> |
| <u>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 584単位</u> | <u>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 580単位</u> |
| <u>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 667単位</u> | <u>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 655単位</u> |
| <u>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 750単位</u> | <u>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 730単位</u> |
| <u>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 833単位</u> | <u>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 805単位</u> |
| <u>(7) 所要時間3時間以上の場合 916単位に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</u> | <u>(7) 所要時間3時間以上の場合 875単位に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数</u> |
| ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合 | ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合 |
| <u>(1) 所要時間30分未満の場合 254単位</u> | <u>(1) 所要時間30分未満の場合 230単位</u> |
| <u>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 402単位</u> | <u>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 400単位</u> |
| <u>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 584単位</u> | <u>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 580単位</u> |
| <u>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 667単位</u> | <u>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 655単位</u> |
| <u>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 750単位</u> | <u>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 730単位</u> |
| <u>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 833単位</u> | <u>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 805単位</u> |
| <u>(7) 所要時間3時間以上の場合 916単位に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</u> | <u>(7) 所要時間3時間以上の場合 875単位に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数</u> |
| ハ 家事援助が中心である場合 | ハ 家事援助が中心である場合 |
| <u>(1) 所要時間30分未満の場合 105単位</u> | <u>(1) 所要時間30分未満の場合 80単位</u> |

(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位

(4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合

(1) 所要時間30分未満の場合 105単位

(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位

(4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 100単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1(障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。))第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。)以上(障害児にあっては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。)に該当する利用者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。)に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所の従業者(同項に規定する従業者をいう。)又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所の従業者(同項に規定

(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 150単位

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 225単位

(4) 所要時間1時間30分以上の場合 295単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合

(1) 所要時間30分未満の場合 80単位

(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 150単位

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 225単位

(4) 所要時間1時間30分以上の場合 295単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 99単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1(障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。))第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。)以上(障害児にあっては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。)に該当する利用者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。)に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所の従業者(同項に規定する従業者をいう。)又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所の従業者(同項に規定

する従業者をいう。)(注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。))が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護(以下「指定居宅介護」という。))又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護(以下「指定居宅介護等」という。))を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあつては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、通院等介助(通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。))並びに指定相談支援事業所)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。))のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。)(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分2(区分省令第2条第2号に掲げる区分2をいう。

以下同じ。))以上に該当していること。

(2) 区分省令別表第一の認定調査票(以下「認定調査票」という。))における次の(-)から(Ⅴ)までに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれ(-)から(Ⅴ)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(-) 2—5 「3. できない」

(-) 2—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(-) 2—7 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は

する従業者をいう。)(注4及び注10において「居宅介護従業者」という。))が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護(以下「指定居宅介護等」という。))を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあつては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、通院等介助(通院等又は官公署(国、都道府県及び市町村の機関、外国公館(外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。))並びに指定相談支援事業所)への移動(公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。))のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。)(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分2(区分省令第2条第2号に掲げる区分2をいう。

以下同じ。))以上に該当していること。

(2) 区分省令別表第一の認定調査票(以下「認定調査票」という。))における次の(-)から(Ⅴ)までに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれ(-)から(Ⅴ)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

(-) 2—5 「3. できない」

(-) 2—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(-) 2—7 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は

「4. 全介助」

(四) 4—5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(五) 4—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

3 ハについては、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。注7において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

4 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画(指定障害福祉サービス基準第26条第1項(指定障害福祉サービス基準第48条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する居宅介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護

「4. 全介助」

(四) 4—5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

(五) 4—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

3 ハについては、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。注7において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

4 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画(指定障害福祉サービス基準第26条第1項(指定障害福祉サービス基準第48条第1項において準用する場合を含む。))に規定する居宅介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護

が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(-)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(-)又は(二)に掲げる単位数

(-) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所定単位数

(二) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(-)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(-)又は(二)に掲げる単位数

(-) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所定単位数

(二) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算

が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(-)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(-)又は(二)に掲げる単位数

(-) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所定単位数

(二) 所要時間3時間以上の場合 550単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(-)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(-)又は(二)に掲げる単位数

(-) 所要時間3時間未満の場合 第2の1に規定する所定単位数

(二) 所要時間3時間以上の場合 550単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算

した単位数

- 7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 8 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 9 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定する。

した単位数

- 7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 8 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 9 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定する。

11 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所(以下、「指定居宅介護事業所」という。)が、利用者に対し、指定居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数

(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数

(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所(以下、「指定居宅介護事業所等」という。)の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

11 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 特定事業所加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者（登録型の居宅介護従業者（あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。
 - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。
 - (二) 指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所のすべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- (4) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第31

条第6号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

- (5) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は別に厚生労働大臣が定める指定居宅介護等の提供に当たる者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び居宅介護従業者養成研修1級課程を修了した者（以下「1級課程修了者」という。）の占める割合が100分の50以上であること。又は前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち、常勤（週32時間以上）の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。
- (7) 当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、指定障害福祉サービス基準第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。
- (8) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者（児童を除く）の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合が100分の30以上であること。

ロ 特定事業所加算（Ⅱ）

イの（１）から（５）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（６）又は（７）のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算（Ⅲ）

イの（１）から（５）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

14 イ及びロについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第５条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が居宅介護計画の変更等を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合は、利用者１人に対し、１月につき２回を限度として、１回につき100単位を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める地域の内容は以下のとおり。

○ 次のいずれかに該当する地域

- ① 離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定する奄美群島
- ③ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項に規定する豪雪地帯及び同条第２項の規定により指定された特別豪雪地帯
- ④ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第２条第１項に規定する辺

地

- ⑤ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑦ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑧ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ⑨ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域
- ⑩ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第9の1のイの共同生活介護サービス費(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は同ロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)若しくは旧法施設支援(法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。)を受けている間又は児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)に入所(通所による入所を含む。)している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2 初回加算 200単位

12 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第9の1のイの共同生活介護サービス費(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又は同ロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)若しくは旧法施設支援(法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。)を受けている間又は児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)に入所(通所による入所を含む。)している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

注 指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

2 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

重度訪問介護に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第2 重度訪問介護</p> <p>1 重度訪問介護サービス費</p> <p>イ 所要時間1時間未満の場合 183単位</p> <p>ロ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位</p> <p>ハ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 365単位</p> <p>ニ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 456単位</p> <p>ホ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 547単位</p> <p>ヘ 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 638単位</p> <p>ト 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 729単位</p> <p>チ 所要時間4時間以上8時間未満の場合 814単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数</p> <p>リ 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数</p> <p>ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,178単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数</p> <p>ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,831単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数</p> <p>ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,514単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算し</p> | <p>第2 重度訪問介護</p> <p>1 重度訪問介護サービス費</p> <p>イ 所要時間1時間未満の場合 160単位</p> <p>ロ 所要時間1時間以上2時間未満の場合 320単位</p> <p>ハ 所要時間2時間以上3時間未満の場合 480単位</p> <p>ニ 所要時間3時間以上4時間未満の場合 640単位</p> <p>ホ 所要時間4時間以上5時間未満の場合 790単位</p> <p>ヘ 所要時間5時間以上6時間未満の場合 940単位</p> <p>ト 所要時間6時間以上7時間未満の場合 1,090単位</p> <p>チ 所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,240単位</p> <p>リ 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,392単位に所要時間8時間から計算して所要時間1時間を増すごとに152単位を加算した単位数</p> <p>ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 1,991単位に所要時間12時間から計算して所要時間1時間を増すごとに143単位を加算した単位数</p> <p>ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,572単位に所要時間16時間から計算して所要時間1時間を増すごとに152単位を加算した単位数</p> <p>ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,171単位に所要時間20時間から計算して所要時間1時間を増すごとに143単位を加算し</p> |

た単位数

- 注1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護(居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2及び第3において同じ。)時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者(3において「指定重度訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者(注7において「重度訪問介護従業者」という。)が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。)又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- (1) 区分4(区分省令第2条第4号に掲げる区分4をいう。以下同じ。)以上に該当していること。
 - (2) 二肢以上に麻痺等があること。
 - (3) 認定調査票における次の(-)から(四)までに掲げる調査項目について、それぞれ(-)から(四)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。
 - (-) 2—5 「2. 何かにつかまればできる」又は「3. できない」

た単位数

- 注1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護(居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2及び第3において同じ。)時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者(3において「指定重度訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者(注7において「重度訪問介護従業者」という。)が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- (1) 区分4(区分省令第2条第4号に掲げる区分4をいう。以下同じ。)以上に該当していること。
 - (2) 二肢以上に麻痺等があること。
 - (3) 認定調査票における次の(-)から(四)までに掲げる調査項目について、それぞれ(-)から(四)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。
 - (-) 2—5 「2. 何かにつかまればできる」又は「3. できない」

- (二) 2—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- (三) 4—5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- (四) 4—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

2 平成18年9月30日において現に日常生活支援(この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)別表介護給付費等単位数表((2)において「旧介護給付費等単位数表」という。))の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害程度区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

- (1) 区分3(区分省令第2条第3号に掲げる区分3をいう。以下同じ。)以上に該当していること。
- (2) 日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量(法第22条第4項に規定する支給量をいう。)の合計が125時間を超えていること。

3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第1項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以

- (二) 2—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- (三) 4—5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- (四) 4—6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

2 平成18年9月30日において現に日常生活支援(この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)別表介護給付費等単位数表((2)において「旧介護給付費等単位数表」という。))の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けている利用者のうち、次の(1)又は(2)のいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害程度区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

- (1) 区分3(区分省令第2条第3号に掲げる区分3をいう。以下同じ。)以上に該当していること。
- (2) 日常生活支援及び旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量(法第22条第4項に規定する支給量をいう。)の合計が125時間を超えていること。

3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第1項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。2におい

下同じ。)に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める者が、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6(区分省令第2条第6号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。
- 8 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準第7条の規定により準用される第5条第1項に規定する指定重

て同じ。)に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める者が、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6(区分省令第2条第6号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。
- 8 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

度訪問介護事業所（以下、「指定重度訪問介護事業所」という。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- (3) 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 特定事業所加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定重度訪問介護事業所のすべての重度訪問介護従業者（登録型の重度訪問介護従業者（あらかじめ指定重度訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定重度訪問介護を行う重度訪問介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護が行われていること。
 - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての

留意事項の伝達又は当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的
に開催すること。又はサービス提供責任者が重度訪問介護
従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービ
スに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研
修を必要に応じて行っていること。

- (二) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。
- (3) 当該指定重度訪問介護事業所のすべての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第31条第6号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用したすべての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、重度訪問介護従業者の24時間派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供していること。
- (7) 当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は別に厚生労働大臣が定める指定居宅介護等の提供に当たる者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了

者の占める割合が100分の50以上であること。又は前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち、常勤（週32時間以上）の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。

(8) 当該指定重度訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、平成24年3月31日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち、重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が100分の50以上である場合は、当該基準に適合するものとみなすこととする。なお、指定障害福祉サービス基準第7条の規定により準用される第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合が100分の50以上であること。

ロ 特定事業所加算（Ⅱ）

イの（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（7）又は（8）のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算（Ⅲ）

イの（1）から（6）まで及び（9）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

10 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所又は指定障害福祉サービス基準第48条第2項より準用される第44条第1項に規定する基準該当重度訪問介護事業所（以下、「指定重度訪問介護事業所等」という。）の重度訪問介護従業者が指定重度訪問介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

11 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更等を行い、当該指定重度訪問介護事業所等の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合は、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第9の1のイの共同生活介護サービス費(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は同口の経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。))又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2 移動介護加算

- イ 所要時間1時間未満の場合 100単位
- ロ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 125単位
- ハ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 150単位
- ニ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 175単位
- ホ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 200単位

9 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第9の1のイの共同生活介護サービス費(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は同口の経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。))又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2 移動介護加算

- イ 所要時間1時間未満の場合 100単位
- ロ 所要時間1時間以上2時間未満の場合 150単位
- ハ 所要時間2時間以上3時間未満の場合 200単位
- ニ 所要時間3時間以上の場合 250単位

△ 所要時間3時間以上の場合 250単位

注1 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。

3 初回加算 200単位

注 指定重度訪問介護事業所等において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った場合又は当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回若しくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

注 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

行動援護に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第3 行動援護</p> <p>1 行動援護サービス費</p> <p>イ <u>所要時間30分未満の場合 254単位</u></p> <p>ロ <u>所要時間30分以上1時間未満の場合 402単位</u></p> <p>ハ <u>所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 584単位</u></p> <p>ニ <u>所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 732単位</u></p> <p>ホ <u>所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 880単位</u></p> <p>ヘ <u>所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 1,028単位</u></p> <p>ト <u>所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 1,176単位</u></p> <p>チ <u>所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 1,324単位</u></p> <p>リ <u>所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 1,472単位</u></p> <p>ヌ <u>所要時間4時間30分以上5時間未満の場合 1,620単位</u></p> <p>ル <u>所要時間5時間以上5時間30分未満の場合 1,768単位</u></p> <p>ヲ <u>所要時間5時間30分以上6時間未満の場合 1,916単位</u></p> <p>ヾ <u>所要時間6時間以上6時間30分未満の場合 2,064単位</u></p> <p>カ <u>所要時間6時間30分以上7時間未満の場合 2,212単位</u></p> <p>ヨ <u>所要時間7時間以上7時間30分未満の場合 2,360単位</u></p> <p>タ <u>所要時間7時間30分以上の場合 2,508単位</u></p> <p>注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業</p> | <p>第3 行動援護</p> <p>1 行動援護サービス費</p> <p>イ <u>所要時間30分未満の場合 230単位</u></p> <p>ロ <u>所要時間30分以上1時間未満の場合 400単位</u></p> <p>ハ <u>所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 580単位</u></p> <p>ニ <u>所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 728単位</u></p> <p>ホ <u>所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 876単位</u></p> <p>リ <u>所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 1,468単位</u></p> <p>ヌ <u>所要時間4時間30分以上の場合 1,616単位</u></p> <p>注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を</p> |

を行う者(2において「指定行動援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者(注4において「行動援護従業者」という。)が行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定行動援護」という。)又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定行動援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 区分3以上に該当していること。
 - (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。
- 2 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める者が、指定行動援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定行動援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定する。
- 5 行動援護サービス費は、1日1回のみの算定とする。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとし

を行う者(2において「指定行動援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者(注4において「行動援護従業者」という。)が行動援護に係る指定障害福祉サービス又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定行動援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 区分3以上に該当していること。
 - (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。
- 2 指定行動援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。)に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める者が、指定行動援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定行動援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定する。
- 5 行動援護サービス費は、1日1回のみの算定とする。

て都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準第7条の規定により準用される第5条第1項に規定する指定行動援護事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）が、利用者に対し、指定行動援護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数

(2) 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数

(3) 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 特定事業所加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定行動援護事業所のすべての行動援護従業者（登録型の行動援護従業者（あらかじめ指定行動援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定行動援護を行う行動援護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。
 - (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての

留意事項の伝達又は当該指定行動援護事業所における行動援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。

- (二) 指定行動援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する行動援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する行動援護従業者から適宜報告を受けること。
- (3) 当該指定行動援護事業所のすべての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的を実施すること。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第31条第6号に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該指定行動援護事業所の新規に採用したすべての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は別に厚生労働大臣が定める指定居宅介護等の提供に当たる者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。又は前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち、常勤（週32時間以上）の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。
- (7) 当該指定行動援護事業所のすべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実

務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、平成24年3月31日までの間は、当該指定行動援護事業所のすべてのサービス提供責任者が、別に厚生労働大臣が定める指定居宅介護等の提供に当たる者のうち行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなすこととする。なお、指定障害福祉サービス基準第7条の規定により準用される第5条第2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

(8) 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定行動援護の利用者（児童を除く）の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合が100分の30以上であること。

ロ 特定事業所加算（Ⅱ）

イの（1）から（5）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（6）又は（7）のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算（Ⅲ）

イの（1）から（5）まで及び（8）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

7 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所又は指定障害福祉サービス基準第48条第2項より準用される第44条第1項に規定する基準該当行動援護事業所（以下、「指定行動援護事業所等」という。）の行動援護従業者が指定行動援護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画の変更等を行い、行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合は、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、行動援護サービス費は、算定しない。

2 初回加算 200単位

注 指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定行動援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、行動援護サービス費は、算定しない。

2 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定行動援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

療養介護に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第4 療養介護</p> <p>1 療養介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費（I）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 904単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 利用定員が41人以上60人以下 885単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 利用定員が61人以上80人以下 868単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 利用定員が81人以上 857単位</p> <p>ロ 療養介護サービス費（II）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 659単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 利用定員が41人以上60人以下 629単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 利用定員が61人以上80人以下 604単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 利用定員が81人以上 591単位</p> <p>ハ 療養介護サービス費（III）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 521単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 利用定員が41人以上60人以下 495単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 利用定員が61人以上80人以下 484単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 利用定員が81人以上 476単位</p> <p>ニ 療養介護サービス費（IV）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 417単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 利用定員が41人以上60人以下 385単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 利用定員が61人以上80人以下 371単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 利用定員が81人以上 362単位</p> <p>ホ 療養介護サービス費（V）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 417単位</p> | <p>第4 療養介護</p> <p>1 療養介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費（I）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 904単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 利用定員が41人以上60人以下 885単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 利用定員が61人以上80人以下 868単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 利用定員が81人以上 857単位</p> <p>ロ 療養介護サービス費（II）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 659単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 利用定員が41人以上60人以下 629単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 利用定員が61人以上80人以下 604単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 利用定員が81人以上 591単位</p> <p>ハ 療養介護サービス費（III）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 521単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 利用定員が41人以上60人以下 495単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 利用定員が61人以上80人以下 484単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 利用定員が81人以上 476単位</p> <p>ニ 療養介護サービス費（IV）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 417単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 利用定員が41人以上60人以下 385単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 利用定員が61人以上80人以下 371単位</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 利用定員が81人以上 362単位</p> <p>ホ 療養介護サービス費（V）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 417単位</p> |

- (2) 利用定員が41人以上60人以下 385単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 371単位
- (4) 利用定員が81人以上 362単位

注1 イからニまでについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護(指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。
- (2) 区分5(区分省令第2条第5号に掲げる区分5をいう。以下同じ。)以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(以下「重症心身障害者」という。)であること。

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、区分6に該当する者が利用者(注2に定める者を除く。)の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位(指定療養介護であって、その提供が一又は複数の利用者に対して行われるものをいう。以下同じ。)において、指定療養介護の提供を行った場合に、指定障害福祉サービス基準第67条に規定する運営規程に定められている利用定員(注4から注7までにおいて「利用定員」という。)に応じ、1日につき所定単

- (2) 利用定員が41人以上60人以下 385単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 371単位
- (4) 利用定員が81人以上 362単位

注1 イからニまでについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護(指定障害福祉サービス基準第49条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。
- (2) 区分5(区分省令第2条第5号に掲げる区分5をいう。以下同じ。)以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(以下「重症心身障害者」という。)であること。

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、所定単位数を算定する。

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、区分6に該当する者が利用者(注2に定める者を除く。)の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位(指定療養介護であって、その提供が一又は複数の利用者に対して行われるものをいう。以下同じ。)において、指定療養介護の提供を行った場合に、指定障害福祉サービス基準第67条に規定する運営規程に定められている利用定員(注4から注7までにおいて「利用定員」という。)に応じ、1日に

位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。)の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 5 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 6 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 7 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用

つき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。)の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 5 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 6 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 7 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用

定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

8 イからホまでに掲げる療養介護サービス費の算定に当たつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定療養介護の提供に当たつて、指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、療養介護計画(同条第1項に規定する療養介護計画をいう。)が作成されていない場合
100分の95

2 地域移行加算 500単位

注 入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定障害福祉サービス基準第50条の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつて

定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

8 イからホまでに掲げる療養介護サービス費の算定に当たつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定療養介護の提供に当たつて、指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、療養介護計画(同条第1項に規定する療養介護計画をいう。)が作成されていない場合
100分の95

2 地域移行加算 500単位

注 入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定障害福祉サービス基準第50条の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつて

は、加算しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 7単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 4単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は指定障害福祉サービス基準附則第3条に掲げる生活支援員（以下注2において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

一 指定療養介護の施設基準

イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等

は、加算しない。

単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第4の1のイの療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号において「生活支援員」という。)の員数(生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。)が、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第4の1の注2に規定する者を除く。ロからニまでにおいて同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

生活介護に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第5 生活介護</p> <p>1 生活介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 利用定員が20人以下</p> <p>(1) 区分6 1,299単位</p> <p>(2) 区分5 981単位</p> <p>(3) 区分4 703単位</p> <p>(4) 区分3 635単位</p> <p>(5) 区分2以下 583単位</p> <p>ロ 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(1) 区分6 1,170単位</p> <p>(2) 区分5 884単位</p> <p>(3) 区分4 633単位</p> <p>(4) 区分3 572単位</p> <p>(5) 区分2以下 525単位</p> <p>ハ 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(1) 区分6 1,138単位</p> <p>(2) 区分5 854単位</p> <p>(3) 区分4 604単位</p> <p>(4) 区分3 538単位</p> <p>(5) 区分2以下 494単位</p> <p>ニ 利用定員が61人以上80人以下</p> <p>(1) 区分6 1,090単位</p> <p>(2) 区分5 825単位</p> <p>(3) 区分4 589単位</p> | <p>第5 生活介護</p> <p>1 生活介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 生活介護サービス費(I)</p> <p>(1) 利用定員が40人以下 1,320単位</p> <p>(2) 利用定員が41人以上60人以下 1,288単位</p> <p>(3) 利用定員が61人以上80人以下 1,231単位</p> <p>(4) 利用定員が81人以上 1,215単位</p> <p>ロ 生活介護サービス費(II)</p> <p>(1) 利用定員が40人以下 1,170単位</p> <p>(2) 利用定員が41人以上60人以下 1,138単位</p> <p>(3) 利用定員が61人以上80人以下 1,090単位</p> <p>(4) 利用定員が81人以上 1,076単位</p> <p>ハ 生活介護サービス費(III)</p> <p>(1) 利用定員が40人以下 998単位</p> <p>(2) 利用定員が41人以上60人以下 966単位</p> <p>(3) 利用定員が61人以上80人以下 931単位</p> <p>(4) 利用定員が81人以上 917単位</p> <p>ニ 生活介護サービス費(IV)</p> <p>(1) 利用定員が40人以下 884単位</p> <p>(2) 利用定員が41人以上60人以下 854単位</p> <p>(3) 利用定員が61人以上80人以下 825単位</p> <p>(4) 利用定員が81人以上 811単位</p> <p>ホ 生活介護サービス費(V)</p> <p>(1) 利用定員が40人以下 805単位</p> |

(4) 区分3 533単位

(5) 区分2以下 481単位

ホ 利用定員が81人以上

(1) 区分6 1,076単位

(2) 区分5 811単位

(3) 区分4 576単位

(4) 区分3 518単位

(5) 区分2以下 466単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 769単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 751単位

(4) 利用定員が81人以上 736単位

へ 生活介護サービス費(Ⅶ)

(1) 利用定員が40人以下 728単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 697単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 674単位

(4) 利用定員が81人以上 662単位

ト 生活介護サービス費(Ⅷ)

(1) 利用定員が40人以下 679単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 646単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 628単位

(4) 利用定員が81人以上 615単位

チ 生活介護サービス費(Ⅸ)

(1) 利用定員が40人以下 633単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 604単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 589単位

(4) 利用定員が81人以上 576単位

リ 生活介護サービス費(Ⅹ)

(1) 利用定員が40人以下 603単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 571単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 557単位

(4) 利用定員が81人以上 546単位

ヌ 生活介護サービス費(Ⅺ)

(1) 利用定員が40人以下 572単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 538単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 533単位

(4) 利用定員が81人以上 518単位

ㄥ 基準該当生活介護サービス費 728単位

注1 イからホまでについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護(以下「指定生活介護等」という。)を行った場合に、利用定員及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- (1) 第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受ける者((2)及び注2において「施設入所者」という。)のうち、区分4(50歳以上の者にあつては、区分3)以上に該当するもの
- (2) 施設入所者以外の者のうち、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以上に該当するもの

ル 生活介護サービス費(XI)

- (1) 利用定員が40人以下 525単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 494単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 481単位
- (4) 利用定員が81人以上 466単位

ヲ 基準該当生活介護サービス費 728単位

注1 イからヌまで及びヲについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護、指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護(以下「指定生活介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受ける者((2)及び注2において「施設入所者」という。)のうち、区分4(50歳以上の者にあつては、区分3)以上に該当するもの
- (2) 施設入所者以外の者のうち、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以上に該当するもの

2 ルについては、別に厚生労働大臣が定める者であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に対して、指定生活介

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者であって、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの

(4) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者以外の者であつて、区分2(50歳以上の者にあつては、区分1)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。)に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他指定障害者支援施設若しくはのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所している者、又は当該特定旧法指定施設若しくは当該指定障害者支援施設等を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者

2 注1の「利用定員」については、多機能型事業所(指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。以下同じ。)である指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の

護等を行った場合に、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、所定単位数を算定する。

(1) 施設入所者のうち、区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの

(2) 施設入所者以外の者のうち、区分2以下(50歳以上の者にあつては、区分1)に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

特定旧法受給者(法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者をいう。)のうち、法附則第22条第3項の規定により介護給付費又は訓練等給付費を支給される者、平成18年9月30日において現に入所していた特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。)を退所した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困難となったと市町村が認めた者

人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。以下、第11から第15までにおいて同じ取扱いとする。

(削除)

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位(指定生活介護等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員(多機能型事業所(指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。以下同じ。)である指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス(障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。)を行う指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。注4から注13まで及び第11から第15までにおいて同じ。)に依り、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施

設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分(指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号及び指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に掲げる平均障害程度区分をいう。以下同じ。)が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。

(2) 平均障害程度区分が5.5以上であること。

4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上100分の60未満であること。

(2) 平均障害程度区分が5.3以上5.5未満であること。

5 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること。

(2) 平均障害程度区分が5.1以上5.3未満であること。

6 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。

(3) 平均障害程度区分が4.9以上5.1未満であること。

7 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であって、かつ、区

分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4.7以上4.9未満であること。

8 へについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上であること。

(3) 平均障害程度区分が4.4以上4.7未満であること。

9 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100

分の30以上100分の40未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4.1以上4.4未満であること。

10 チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上であること。

(3) 平均障害程度区分が3.8以上4.1未満であること。

11 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20以上100分の30未満であること。

3 ヘについては、指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護(同条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「基準該当生活介護事業所」という。)において、基準該当生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 イからホまでに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定め

(2) 平均障害程度区分が3.5以上3.8未満であること。

12 ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、平均障害程度区分が4未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

13 ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

14 ヲについては、指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護(同条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「基準該当生活介護事業所」という。)において、基準該当生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

15 イからルまでに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定

る基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
(2) 指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。)又は施設障害福祉サービス計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

5 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

2 人員配置体制加算

イ 人員配置体制加算(Ⅰ)

(1) 利用定員が60人以下 265単位

(2) 利用定員が61人以上 246単位

ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)

(1) 利用定員が60人以下 181単位

(2) 利用定員が61人以上 166単位

ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)

(1) 利用定員が60人以下 51単位

(2) 利用定員が61人以上 44単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等(指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。以下注2及び注3において同じ。)の単位(指定生活介護等であって、その提供が同時に

める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
(2) 指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。)又は施設障害福祉サービス計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

16 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活介護サービス費は、算定しない。

一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者(区分3(50歳以上の者にあつては、区分2)以上に該当するものに限る。以下この注2及び注3において同じ。)に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

・注1に規定する施設基準

当該指定生活介護等の単位において、直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上配置していること。

・注2に規定する施設基準

当該指定生活介護等の単位において、直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上配置していること。

・注3に規定する施設基準

当該指定生活介護等の単位において、直接処遇職員を、常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を2.5で除して得た数以上配置していること。

3 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員（以下注2において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所

又は指定障害者支援施設等(以下「指定生活介護事業所等」という。)において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)である指定生活介護等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、当該指定生活介護等の利用者の数を50

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)である指定生活介護等の利用者の数が15以上(指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等(以下「指定生活介護事業所等」という。)における指定生活介護等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上)であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、視覚障害者等の数を3

で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(削除)

5 初期加算 30単位

注 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

6 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第78条若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条の規定により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「生活介護従業者」という。）が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を

0で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。)である指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、指定生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 初期加算 30単位

注 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第78条若しくは指定障害福祉サービス基準附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは指定障害者支援施設基準附則第3条の規定により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付

限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 欠席時対応加算 94単位

注 指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、予め当該指定生活介護の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、生活介護従業者が、利用者又は当該利用者の家族等への連絡調整を行うとともに当該利用者の状況等を記録し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 リハビリテーション加算 20単位

注 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等について、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテー

けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

シヨンの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

9 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

10 食事提供体制加算 42単位

注 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第1項第2号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第38条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算 42単位

注 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第1項第2号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第38条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

児童デイサービスに要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第6 児童デイサービス</p> <p>1 児童デイサービス費（1日につき）</p> <p>イ 児童デイサービス費（I）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が10人以下の場合 828単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合 558単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が21人以上の場合 435単位</u></p> <p>ロ 児童デイサービス費（II）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が10人以下の場合 689単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が11人以上20人以下の場合 465単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が21人以上の場合 349単位</u></p> <p>注1 イについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デイサービスの単位（指定障害福祉サービス基準第97条第2項に規定する指定児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において、指定児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第96条に規定する指定児童デイサービスをいう。）の提供を行った場合若しくは次の(1)から(3)までの</p> | <p>第6 児童デイサービス</p> <p>1 児童デイサービス費（1日につき）</p> <p>イ 児童デイサービス費（I）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり10人以下の場合 754単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり11人以上20人以下の場合 508単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり21人以上の場合 396単位</u></p> <p>ロ 児童デイサービス費（II）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり10人以下の場合 407単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり11人以上20人以下の場合 283単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>サービスの提供を受ける障害児の数の平均値が1日当たり21人以上の場合 231単位</u></p> <p>注1 イについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デイサービスの単位（指定障害福祉サービス基準第97条第2項に規定する指定児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において、指定児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第96条に規定する指定児童デイサービスをいう。）の提供を行った場合若しくは次の(1)から(3)までの</p> |

いずれかに該当するものとして市町村長に届け出た基準該当児童デイサービスの単位(指定障害福祉サービス基準第108条第2項に規定する基準該当児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、基準該当児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。)の提供を行った場合又は指定障害福祉サービス基準第112条又は第113条の規定による基準該当児童デイサービス事業所(以下「みなし基準該当児童デイサービス事業所」という。)において基準該当児童デイサービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- (1) 小学校就学前の利用者(以下「未就学児」という。)の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。以下同じ。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第5条の規定によるもの(以下「経過的指定児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービス事業所であって、みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第6条の規定によるもの(以下「経過的基準該当児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における基準該当児童デイサービスの単位
- (2) 未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である指定児童デイサービス事業所であって、経過的指定児童デ

いずれかに該当するものとして市町村長に届け出た基準該当児童デイサービスの単位(指定障害福祉サービス基準第108条第2項に規定する基準該当児童デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、基準該当児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。)の提供を行った場合又は指定障害福祉サービス基準第112条又は第113条の規定による基準該当児童デイサービス事業所(以下「みなし基準該当児童デイサービス事業所」という。)において基準該当児童デイサービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- (1) 小学校就学前の利用者(以下「未就学児」という。)の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第97条第1項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。以下同じ。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第5条の規定によるもの(以下「経過的指定児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第108条第1項に規定する基準該当児童デイサービス事業所であって、みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)であって、指定障害福祉サービス基準附則第6条の規定によるもの(以下「経過的基準該当児童デイサービス事業所」という。)以外の事業所における基準該当児童デイサービスの単位
- (2) 未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である指定児童デイサービス事業所であって、経過的指定児童デ

イサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービスの単位又は未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である基準該当児童デイサービス事業所であって、経過的基本準該当児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である基準該当児童デイサービスの単位

(3) 経過的基本準指定児童デイサービス事業所の指定児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第97条並びに指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの又は経過的基本準該当児童デイサービス事業所の基準該当児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第108条並びに指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの

2 ロについては、注1に該当する指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位以外の指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位において、指定児童デイサービス等の提供を行った場合に、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

3 イ(みなし基準該当児童デイサービス事業所に係るものを除く。)及びロに掲げる児童デイサービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞ

イサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である指定児童デイサービスの単位又は未就学児の数が利用者の数の100分の70未満である基準該当児童デイサービス事業所であって、経過的基本準該当児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上である基準該当児童デイサービスの単位

(3) 経過的基本準指定児童デイサービス事業所の指定児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第97条並びに指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの又は経過的基本準該当児童デイサービス事業所の基準該当児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、指定障害福祉サービス基準第108条並びに指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条、第59条及び第66条に規定する基準を満たすもの

2 ロについては、注1に該当する指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位以外の指定児童デイサービスの単位又は基準該当児童デイサービスの単位において、指定児童デイサービス等の提供を行った場合に、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

3 イ及びロに掲げる児童デイサービス費の算定に当たって、イ(みなし基準該当児童デイサービス事業所に係るものを除く。)にあつては次の(1)又は(2)のいずれかに該当す

れ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

三 介護給付費等単位数表第6の1の児童デイサービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数お基準並びに所定単位数に乗じる割合

ロ 指定児童デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

| | |
|---------------------|---|
| 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準 | 指定障害福祉サービス基準の規定により、指定児童デイサービス事業所等に置くべき指導員若しくは保育士又はサービス管理責任者員数を満たしていないこと。(サービス管理責任者の員数については、 <u>指定障害福祉サービス基準附則第5条第3項又は附則第6条第3項の規定により、指定児童デイサービスのサービス管理責任者を置かないことができる場合を含む。</u>) |
|---------------------|---|

る場合に、ロにあっては(1)に該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

厚生労働大臣が定める
所定単位数に乘じる割
合

百分の七十

(2) 指定児童デイサービス又は基準該当児童デイサービス(以下「指定児童デイサービス等」という。)の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第107条又は第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する児童デイサービス計画をいう。

2において同じ。)又は基準該当児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当児童デイサービス計画をいう。2において同じ。)が作成されていない場合 100分の95

4 利用者が児童デイサービス以外の障害福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、児童デイサービス費は、算定しない。

5 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援強化を図るためにイ又はロに掲げる児童デイサービス費の算定に必要とする従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童デイサービス事業所又は基準該当児童デイサービス事業所(みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)(以下この注、2～8

(2) 指定児童デイサービス又は基準該当児童デイサービス(以下「指定児童デイサービス等」という。)の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第107条又は第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する児童デイサービス計画をいう。

2において同じ。)又は基準該当児童デイサービス計画(指定障害福祉サービス基準第111条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当児童デイサービス計画をいう。2において同じ。)が作成されていない場合 100分の95

4 利用者が児童デイサービス以外の障害福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、児童デイサービス費は、算定しない。

において「指定児童デイサービス事業所等」という。)において、指定児童デイサービス等を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 児童デイサービス費(I)を算定している場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 193単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 77単位

(2) 児童デイサービス費(II)を算定している場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 193単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 129単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 77単位

2 家庭連携加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所等において、指定障害福祉サービス基準第97条若しくは指定障害福祉サービス基準第108条又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第1項若しくは指定障害福祉サービス基準附則第6条第1項の規定により指定児童デイサービス事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(3において「児童デイサービス事業所従業者」という。)が、児童デイサービス計画、基準該当児童デイサービス計画又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第3項若しくは附則第6条第3項の規定により作成すべきものとされる児童デイサービスの計画(以下この注及び3において「指定児童デイサービス計画等」という。)に基づき、あらかじめ障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、児

2 家庭連携加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所又は基準該当児童デイサービス事業所(みなし基準該当児童デイサービス事業所を除く。)(以下この注、3及び4において「指定児童デイサービス事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第97条若しくは指定障害福祉サービス基準第108条又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第1項若しくは指定障害福祉サービス基準附則第6条第1項の規定により指定児童デイサービス事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(3において「児童デイサービス事業所従業者」という。)が、児童デイサービス計画、基準該当児童デイサービス計画又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第3項若しくは附則第6条第3項の規定により作成すべきものとされる児童デイサービスの計画(以下この注及び3において「指定児童デイサービス計画等」という。)

童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 訪問支援特別加算

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所等において継続して指定児童デイサービス等を利用する障害児について、連続した 5 日間、当該指定児童デイサービス等の利用がなかった場合において、児童デイサービス事業所従業者が、児童デイサービス計画等に基づき、あらかじめ当該障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童デイサービス事業所等における指定児童デイサービス等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4 送迎加算 54単位

注 利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第97条第 1 項に規定する指定児童デイサービス事業者が、指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加

算する。)に基づき、あらかじめ障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 訪問支援特別加算

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 187単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 280単位

注 指定児童デイサービス事業所等において継続して指定児童デイサービス等を利用する障害児について、連続した 5 日間、当該指定児童デイサービス等の利用がなかった場合において、児童デイサービス事業所従業者が、児童デイサービス計画等に基づき、あらかじめ当該障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童デイサービス事業所等における指定児童デイサービス等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4 送迎加算 54単位

注 利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第97条第 1 項に規定する指定児童デイサービス事業者が、指定障害福祉サービス基準第107条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単

算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第97条第1項第1号若しくは指定障害福祉サービス基準第108条第1項第1号又は指定障害福祉サービス基準附則第5条第1項若しくは指定障害福祉サービス基準附則第6条第1項に掲げる指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童デイサービス事業所等において、指定児童デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童デイサービス事業所等において、指定児童デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

7 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算 (I) 500単位

数を加算する。

ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき、8名を限度として算定することとする

。

8 欠席時対応加算 94単位

注 指定児童デイサービス事業所等において指定児童デイサービス等を利用する障害児が、予め当該指定児童デイサービス等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童デイサービス事業所従業者が、障害児又は当該障害児の家族等への連絡調整を行うとともに当該障害児の状況等を記録し、引き続き当該指定児童デイサービス事業所等の利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

短期入所に要する費用の算定方法案

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第7 短期入所</p> <p>1 短期入所サービス費(1日につき)</p> <p>イ <u>福祉型短期入所サービス費</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>福祉型短期入所サービス費(I)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(一) 区分6 890単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(二) 区分5 757単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(三) 区分4 624単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(四) 区分3 562単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(五) 区分1及び区分2 490単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>福祉型短期入所サービス費(II)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(一) 区分6 581単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(二) 区分5 509単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(三) 区分4 307単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(四) 区分3 231単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(五) 区分1及び区分2 166単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>福祉型短期入所サービス費(III)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(一) 区分3 757単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(二) 区分2 593単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(三) 区分1 490単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>福祉型短期入所サービス費(IV)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(一) 区分3 509単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(二) 区分2 269単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(三) 区分1 166単位</p> | <p>第7 短期入所</p> <p>1 短期入所サービス費(1日につき)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 短期入所サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 区分6 890単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 区分5 757単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 区分4 624単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(4) 区分3 562単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(5) 区分1及び区分2 490単位</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 短期入所サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 区分3 757単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 区分2 593単位</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 区分1 490単位</p> |

ロ 医療型短期入所サービス費

- (1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ) 2,600単位
- (2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ) 2,400単位
- (3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ) 1,400単位

ハ 医療型特定短期入所サービス費

- (1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) 2,480単位
- (2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) 2,270単位
- (3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) 1,300単位

注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。以下同じ。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3 イ(3)については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成18年厚生労働省告示第572号)に規定する区分1(以下「障害児程度区分1」という。)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児(注4において「障害児」という。)の障害の程度

ハ 短期入所サービス費(Ⅲ) 2,400単位

ニ 短期入所サービス費(Ⅳ) 1,400単位

注1 イについては、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

2 ロについては、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成18年厚生労働省告示第572号)に規定する区分1(注4において「障害児程度区分1」という。)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の程度の区分に応じ、1日につきそれぞれ

の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4 イ(4)については、障害児程度区分1以上に該当する利用者が、指定児童デイサービスを利用した日若しくは児童福祉施設に通所した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の程度の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

5 ロ(1)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロ(2)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロ(3)については、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所に

れ所定単位数を算定する。

3 ハについては、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。)に対して、医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ニについては、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

8 ハ(1)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 ハ(2)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

10 ハ(3)については、区分1又は障害児程度区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児程度区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。

介護給付費等単位数表第7のロの医療型短期入所サービス費
又はハの医療型特定短期入所サービス費を算定すべき指定短期
入所事業所の施設基準

(1) ロの医療型短期入所サービス費（Ⅰ）又はハの医療型特
定短期入所サービス費（Ⅰ）を算定する場合の施設基準

(一) 医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第1条の5第1項に規定する病院であること。

(二) 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数
は、常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を
増すごとに1以上であること。ただし、当該病棟におい
て、1日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数
に相当する数以上である場合には、各病棟における夜
勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、2
以上であること。

(三) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上
が看護師であること。

(2) ロの医療型短期入所サービス費（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又
はハの医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）若しくは（Ⅲ
）を算定する場合の施設基準

医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）第1
条の5第1項に規定する病院若しくは第2項に規定する診療
所であって19人以下の患者を入院させるための施設を有す
るもの又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規
定による介護老人保健施設であること。

11 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

12 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間（1のイ(2)若しくは(4)を算定する場合は除く。）は、短期入所サービス費は算定しない。

2 短期利用加算 30単位

注 指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、利用者が連続して30日を超えて指定短期入所を利用する場合には、30日を超える日以降については、短期利用加算は、算定しない。

3 重度障害者支援加算 50単位

注 指定短期入所事業所において、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 単独型加算 130単位

注 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活

5 短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

6 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間は、短期入所サービス費は、算定しない。

援助事業所、特定旧法指定施設（通所に限る）又は児童福祉施設（通所に限る）等において指定短期入所を行った場合に、利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

5 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 500単位

ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料（Ⅱ）又は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費（Ⅱ）（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者については、算定しない。なお、この場合において、生活介護若しくは自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合又は1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料

等の算定対象となる利用者については、算定しない。なお、この場合において、生活介護若しくは自立訓練（機能訓練）を行う入所施設にて指定短期入所を行う場合又は1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

6 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算（Ⅰ） 22単位

ロ 栄養士配置加算（Ⅱ） 12単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。なお、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第118条に規定する指定短期入所事業者が、指定障害福祉サービス基準第125条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8 食事提供体制加算 68単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 食事提供体制加算 68単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

重度障害者等包括支援に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第8 重度障害者等包括支援</p> <p>重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 1月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位数」という。)が、1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数(当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)を除く。)を乗じて得た単位数(以下「支給決定単位数」という。)の100分の95以上である場合 支給決定単位数</p> <p>ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数</p> <p>注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 第2の1の注1に規定する利用者の心身の状態に相当</p> | <p>第8 重度障害者等包括支援</p> <p>重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 1月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位数」という。)が、1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数(当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)を除く。)を乗じて得た単位数(以下「支給決定単位数」という。)の100分の95以上である場合 支給決定単位数</p> <p>ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数</p> <p>注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障害児にあっては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所(指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。)において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 第2の1の注1に規定する利用者の心身の状態に相当</p> |

する心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(-)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

(-) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(二) 最重度の知的障害のある者

(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。

する心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(-)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

(-) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(二) 最重度の知的障害のある者

(2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。

○厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たり障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものに限る。）（以下「居宅介護等」という。）</p> <p>（） 次の(1)及び(2)を合計した単位数</p> <p>(1) 居宅介護等（一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。）が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数</p> | <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当りに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものに限る。）（以下「居宅介護等」という。）</p> <p>(1) 及び(2)を合計した単位数</p> <p>(1) 居宅介護等（一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。）が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数</p> |

- (一) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。(2)において同じ。)に行われる場合 **八百単位**
- (二) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。(2)において同じ。)又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。(2)において同じ。)に行われる場合 **八百単位**の百分の二十五に相当する単位数を**八百単位**に加算した単位数
- (三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。(2)において同じ。)に行われる場合 **八百単位**の百分の五十に相当する単位数を**八百単位**に加算した単位数
- (2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数
 - (一) 日中に行われる場合 **七百八十単位**
 - (二) 夜間に行われる場合 **七百八十単位**の百分の二十五に相当する単位数を**七百八十単位**に加算した単位数
 - (三) 深夜に行われる場合 **七百八十単位**の百分の五十に相当する単位数を**七百八十単位**に加算した単位数
- ロ 短期入所 一日につき八百九十単位。ただし、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合)にあつては、**平成二十四年**三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。
- ハ 共同生活介護 一日につき**六百四十五単位**に**三百十四単位**を加算した単位数

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第二百二十七条第

- (一) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。(2)において同じ。)に行われる場合 **七百単位**
- (二) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。(2)において同じ。)又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。(2)において同じ。)に行われる場合 **七百単位**の百分の二十五に相当する単位数を**七百単位**に加算した単位数
- (三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。(2)において同じ。)に行われる場合 **七百単位**の百分の五十に相当する単位数を**七百単位**に加算した単位数
- (2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数
 - (一) 日中に行われる場合 **六百八十二単位**
 - (二) 夜間に行われる場合 **六百八十二単位**の百分の二十五に相当する単位数を**六百八十二単位**に加算した単位数
 - (三) 深夜に行われる場合 **六百八十二単位**の百分の五十に相当する単位数を**六百八十二単位**に加算した単位数
- ロ 短期入所 一日につき八百九十単位。ただし、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号 第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合)にあつては、**平成二十一年**三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。
- ハ 共同生活介護 一日につき**四百四十四単位**に**九十七単位**を加算した単位数

一項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を行った場合は、一回につき所定単位数の百分の十五に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める地域の内容は以下のとおり。

- 次のいずれかに該当する地域
- ① 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島
- ③ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- ④ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地
- ⑤ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
- ⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
- ⑦ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑧ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域
- ⑨ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

⑩ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

二 介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たりに指定重度障害者等包括支援として提供される一のイからハまでに定める障害福祉サービスの種類に応じて算定される一のイからハまでに定める単位数の合計数を一週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあっては七、四週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあっては二十八で除して得た単位数とする。

二 介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たりに指定重度障害者等包括支援として提供される一のイからハまでに定める障害福祉サービスの種類に応じて算定される一のイからハまでに定める単位数の合計数を一週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあっては七、四週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあっては二十八で除して得た単位数とする。

共同生活介護に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第9 共同生活介護</p> <p>1 共同生活介護サービス費（1日につき）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 共同生活介護サービス費<u>（I）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(1) <u>区分6 645単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>区分5 528単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(3) <u>区分4 449単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) <u>区分3 383単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(5) <u>区分2 294単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 共同生活介護サービス費<u>（II）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(1) <u>区分6 594単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>区分5 477単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(3) <u>区分4 398単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) <u>区分3 332単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(5) <u>区分2 243単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 共同生活介護サービス費<u>（III）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(1) <u>区分6 561単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>区分5 444単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(3) <u>区分4 365単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) <u>区分3 299単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(5) <u>区分2 210単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ニ 共同生活介護サービス費<u>（IV）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(1) <u>区分6 675単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>区分5 558単位</u></p> | <p>第9 共同生活介護</p> <p>1 共同生活介護サービス費（1日につき）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 共同生活介護サービス費</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) <u>区分6 444単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>区分5 353単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(3) <u>区分4 300単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(4) <u>区分3 273単位</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(5) <u>区分2 210単位</u></p> |

(3) 区分4 479単位

(4) 区分3 413単位

(5) 区分2 324単位

ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 142単位

注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)という知的障害者をいう。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)(第16の1の注1において「知的障害者等」という。)に対して、指定共同生活介護(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第138条第1項第1号に掲げる世話人(以下「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合(注2に定める場合を除く。)に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、注2、注3及び注7に定める以外の指定共

ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費 142単位

注1 イ及びロについては、区分2以上に該当する知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)という知的障害者をいう。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)(第16の1の注1において「知的障害者等」という。)に対して、指定共同生活介護(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、平成21年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、障害程度区分にかかわらず、イの共同生活介護サービス費(5)に掲げる単位数を算定する。

同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する

。

5 イからハまでについて、平成24年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合にあっては、注2から注4までにかかわらず、次の単位数を算定する。

(1) 注2に定める指定共同生活介護事業所の場合

(一) 区分6 434単位

(二) 区分5 388単位

(三) 区分4 356単位

(2) 注3に定める指定共同生活介護事業所の場合

(一) 区分6 383単位

(二) 区分5 337単位

(三) 区分4 305単位

(3) 注4に定める指定共同生活介護事業所の場合

(一) 区分6 350単位

(二) 区分5 304単位

(三) 区分4 272単位

6 ニについては、一時的に体験的な指定共同生活介護の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活介護を提供した場合（1回当たり連続30日以内かつ年50日以内に限る。）に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

7 ホについては、経過居宅介護利用型指定共同生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過居宅介護利用型指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ

3 ロについては、経過居宅介護利用型指定共同生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準附則第13条に規定する経過居宅介護利用型指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ

。)において、指定共同生活介護を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

8 イからホまでに掲げる共同生活介護サービス費(注5に規定する場合を含む。)の算定に当たって、イからニまでについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ホについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定共同生活介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第154条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第154条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活介護計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95
- (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下この第9において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上である場合 100分の95
- (4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93

9 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(注5の適用を受けている間又

。)において、指定共同生活介護を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

4 イ及びロに掲げる共同生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- (2) 指定共同生活介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第154条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第154条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活介護計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95
- (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下この第9において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上である場合 100分の95
- (4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93

5 利用者が共同生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間(イの共同生活介護サービス費

はホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。)及び重度訪問介護を受けている間(注5の適用を受けている間又はホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。)を除く。)又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活介護サービス費は、算定しない。

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 7単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 4単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第138条第1項に掲げる世話人又は生活支援員（以下注2において「世話人等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること

(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の規定の適用を受ける利用者に限る。)又はロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。)及び重度訪問介護を受けている間(イの共同生活介護サービス費(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又はロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間に限る。)を除く。)又は旧法施設支援を受けている間は、共同生活介護サービス費は、算定しない。

(2) 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、
3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

2 夜間支援体制加算

イ 夜間及び深夜の時間帯において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する世話人、生活支援員等が支援を行う利用者(以下第9において「夜間支援対象利用者」という。)が4人以下の場合

- (1) 区分5及び区分6 314単位
- (2) 区分4 164単位
- (3) 区分2及び区分3 107単位

ロ 夜間支援対象利用者が5人の場合

- (1) 区分5及び区分6 273単位
- (2) 区分4 137単位
- (3) 区分2及び区分3 98単位

ハ 夜間支援対象利用者が6人の場合

- (1) 区分5及び区分6 238単位
- (2) 区分4 119単位
- (3) 区分2及び区分3 89単位

ニ 夜間支援対象利用者が7人の場合

- (1) 区分5及び区分6 216単位
- (2) 区分4 99単位
- (3) 区分2及び区分3 75単位

ホ 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下の場合

- (1) 区分5及び区分6 171単位
- (2) 区分4 81単位
- (3) 区分2及び区分3 59単位

2 夜間支援体制加算

イ 夜間及び深夜の時間帯において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する世話人、生活支援員等が支援を行う利用者(以下「夜間支援対象利用者」という。)が10人以下の場合

- (1) 区分5及び区分6 97単位
- (2) 区分4 52単位
- (3) 区分2及び区分3 24単位

ロ 夜間支援対象利用者が11人の場合

- (1) 区分5及び区分6 85単位
- (2) 区分4 40単位
- (3) 区分2及び区分3 20単位

ハ 夜間支援対象利用者が12人の場合

- (1) 区分5及び区分6 83単位
- (2) 区分4 38単位
- (3) 区分2及び区分3 17単位

ニ 夜間支援対象利用者が13人の場合

- (1) 区分5及び区分6 79単位
- (2) 区分4 34単位
- (3) 区分2及び区分3 15単位

ホ 夜間支援対象利用者が14人の場合

- (1) 区分5及び区分6 72単位
- (2) 区分4 27単位
- (3) 区分2及び区分3 13単位

へ 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下の場合

- (1) 区分5及び区分6 115単位
- (2) 区分4 52単位
- (3) 区分2及び区分3 37単位

ト 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下の場合

- (1) 区分5及び区分6 100単位
- (2) 区分4 37単位
- (3) 区分2及び区分3 23単位

チ 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下の場合

- (1) 区分5及び区分6 89単位
- (2) 区分4 26単位
- (3) 区分2及び区分3 14単位

リ 夜間支援対象利用者が21以上30人以下の場合(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)

へ 夜間支援対象利用者が15人の場合

- (1) 区分5及び区分6 71単位
- (2) 区分4 26単位
- (3) 区分2及び区分3 11単位

ト 夜間支援対象利用者が16人の場合

- (1) 区分5及び区分6 71単位
- (2) 区分4 26単位
- (3) 区分2及び区分3 9単位

チ 夜間支援対象利用者が17人の場合

- (1) 区分5及び区分6 68単位
- (2) 区分4 23単位
- (3) 区分2及び区分3 8単位

リ 夜間支援対象利用者が18人の場合

- (1) 区分5及び区分6 63単位
- (2) 区分4 18単位
- (3) 区分2及び区分3 7単位

ヌ 夜間支援対象利用者が19人の場合

- (1) 区分5及び区分6 62単位
- (2) 区分4 17単位
- (3) 区分2及び区分3 6単位

ル 夜間支援対象利用者が20人の場合

- (1) 区分5及び区分6 61単位
- (2) 区分4 16単位
- (3) 区分2及び区分3 5単位

ヲ 夜間支援対象利用者が21以上30人以下の場合(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)

(1) 区分5及び区分6 78単位

(2) 区分4 15単位

(3) 区分2及び区分3 5単位

注 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制(以下「夜間支援体制」という。)を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算 26単位

注 第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)の数が2以上である指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 日中支援加算

イ 区分4から区分6まで 539単位

ロ 区分2及び区分3 270単位

注 指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)が、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者(指定障害福祉サービ

(1) 区分5及び区分6 56単位

(2) 区分4 11単位

(3) 区分2及び区分3 1単位

注 利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制(以下「夜間支援体制」という。)を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定共同生活介護を行った場合に、夜間支援対象利用者の数及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算 26単位

注 第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)の数が2以上である指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 日中介護等支援加算 539単位

注 指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)が、区分4以上に該当し、かつ、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援又は通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者(指定障害福祉

ス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 自立生活支援加算 14単位

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活(以下この注及び第16の2において「単身生活等」という。)が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 共同生活介護計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、指定共同生活介護事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用者((2)において「単身生活等移行者」という。)の数が、当該指定共同生活介護事業所の利用定員の数の100分の50以上であること。

(2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。

6 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 5

サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)が心身の状況等により当該支給決定を受けている障害福祉サービスを利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 自立生活支援加算 14単位

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活(以下この注及び第16の2において「単身生活等」という。)が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 共同生活介護計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、指定共同生活介護事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用者((2)において「単身生活等移行者」という。)の数が、当該指定共同生活介護事業所の利用定員の数の100分の50以上であること。

(2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。

6 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 5

61単位

- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

6の2 長期入院時支援特別加算

- イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 122単位

- ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して

61単位

- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

6の2 長期入院時支援特別加算

- イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 122単位

- ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定共同生活介護事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して入院

入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

7 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

7の2 長期帰宅時支援加算

イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 40単位

ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合 25単位

注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、7の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。

8 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活介護計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別

している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

7 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

7の2 長期帰宅時支援加算

イ 共同生活介護サービス費を算定している場合 40単位

ロ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定している場合 25単位

注 利用者が共同生活介護計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、7の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。

の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内の期間（他の指定共同生活介護事業所、指定障害者支援施設、宿泊型自立訓練を実施する指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定共同生活援助事業所において本加算を算定した期間を除く。）（ただし、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年7月16日法律第110号）（以下、「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間を限度とする。）において、1日につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

- 1 ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定障害福祉サービス基準第138条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、1人以上配置していること。
- 2 事業所の従業者に対し、医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。
- 3 保護観察所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年7月16日法律第110号）第42条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者

等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者。

9 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

ロ 医療連携体制加算(II) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについて、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

(削除)

8 小規模事業加算

平成18年10月1日から平成21年3月31日までの間

(1) 入居定員が4人の場合 37単位

(2) 入居定員が5人の場合 14単位

注 旧指定共同生活援助事業所(旧指定基準(指定障害福祉サービス基準附則第5条第1項に規定する旧指定基準をいう。以下同じ。))第107条に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)であって、平成18年9月30日において現に存するものにおいて引き続き行う指定共同生活介護の事業に係る指定共同生活介護事業所の入居定員(当該指定共同生活介護事業所が複

数の共同生活住居を有する場合であって、専任の世話人が置かれている共同生活住居については、当該共同生活住居の入居定員とする。)が4人又は5人であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 小規模事業夜間支援体制加算

平成18年10月1日から平成21年3月31日までの間

(一) 夜間支援対象利用者が4人の場合

a 区分5及び区分6 127単位

b 区分4 65単位

c 区分2及び区分3 26単位

(二) 夜間支援対象利用者が5人の場合

a 区分5及び区分6 98単位

b 区分4 46単位

c 区分2及び区分3 22単位

(三) 夜間支援対象利用者が6人の場合

a 区分5及び区分6 73単位

b 区分4 33単位

c 区分2及び区分3 18単位

(四) 夜間支援対象利用者が7人の場合

a 区分5及び区分6 57単位

b 区分4 19単位

c 区分2及び区分3 11単位

(五) 夜間支援対象利用者が8人の場合

a 区分5及び区分6 42単位

b 区分4 12単位

c 区分2及び区分3 8単位

(六) 夜間支援対象利用者が9人の場合

a 区分5及び区分6 32単位

b 区分4 5単位

c 区分2及び区分3 3単位

注 旧指定共同生活援助事業所(平成18年4月1日において現に夜間支援体制を確保しているもの又は平成18年4月1日以降に開始された旧指定共同生活援助(旧指定基準第106条に規定する指定共同生活援助をいう。)の事業を行うものであって、当該事業を開始した日以降引き続き夜間支援体制を確保しているものに限る。)
において引き続き行う指定共同生活介護の事業に係る指定共同生活介護事業所(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。)であって、2の夜間支援体制加算を算定されるもの
うち、夜間支援対象利用者が10人未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

施設入所支援に要する費用の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第10 施設入所支援</p> <p>1 施設入所支援サービス費（1日につき）</p> <p>イ 利用定員が40人以下</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>区分6 400単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>区分5 328単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) <u>区分4 256単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) <u>区分3 180単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(5) <u>区分2以下（未判定の者等を含む） 115単位</u></p> <p>ロ 利用定員が41人以上60人以下</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>区分6 309単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>区分5 249単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) <u>区分4 188単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) <u>区分3 138単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(5) <u>区分2以下（未判定の者等を含む） 99単位</u></p> <p>ハ 利用定員が61人以上80人以下</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>区分6 255単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>区分5 207単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) <u>区分4 158単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) <u>区分3 121単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(5) <u>区分2以下（未判定の者等を含む） 92単位</u></p> <p>ニ 利用定員が81人以上</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>区分6 231単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>区分5 186単位</u></p> | <p>第10 施設入所支援</p> <p>1 施設入所支援サービス費（1日につき）</p> <p>イ 施設入所支援サービス費(I)</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>利用定員が40人以下 400単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 309単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 255単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) <u>利用定員が81人以上 231単位</u></p> <p>ロ 施設入所支援サービス費(II)</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>利用定員が40人以下 381単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 289単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 238単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) <u>利用定員が81人以上 214単位</u></p> <p>ハ 施設入所支援サービス費(III)</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>利用定員が40人以下 359単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 266単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 219単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) <u>利用定員が81人以上 195単位</u></p> <p>ニ 施設入所支援サービス費(IV)</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>利用定員が40人以下 281単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 214単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 179単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(4) <u>利用定員が81人以上 162単位</u></p> <p>ホ 施設入所支援サービス費(V)</p> |

(3) 区分4 141単位

(4) 区分3 109単位

(5) 区分2以下（未判定の者等を含む） 88単位

(1) 利用定員が40人以下 270単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 203単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 170単位

(4) 利用定員が81人以上 153単位

へ 施設入所支援サービス費(VI)

(1) 利用定員が40人以下 262単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 195単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 163単位

(4) 利用定員が81人以上 146単位

ト 施設入所支援サービス費(VII)

(1) 利用定員が40人以下 256単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 188単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 158単位

(4) 利用定員が81人以上 141単位

チ 施設入所支援サービス費(VIII)

(1) 利用定員が40人以下 188単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 146単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 127単位

(4) 利用定員が81人以上 115単位

リ 施設入所支援サービス費(IX)

(1) 利用定員が40人以下 184単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 141単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 124単位

(4) 利用定員が81人以上 112単位

ヌ 施設入所支援サービス費(X)

(1) 利用定員が40人以下 180単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 138単位

注1 イから三までについては、次の(1)から(3)のいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設等が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、利用定員及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位(指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- (1) 区分4(50歳以上の者)にあつては、区分3)以上に該当する者
- (2) 第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等(以下「指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、居宅から当該指定自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等

(3) 利用定員が61人以上80人以下 121単位

(4) 利用定員が81人以上 109単位

ル 施設入所支援サービス費(Ⅺ)

(1) 利用定員が40人以下 115単位

(2) 利用定員が41人以上60人以下 99単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 92単位

(4) 利用定員が81人以上 88単位

注1 イからへまで、チ及びリについては、次の(1)に掲げる利用者に対して、ト及びヌについては、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる利用者に対して、ルについては、次の(2)又は(3)のいずれかに掲げる利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定施設入所支援」という。)又はのぞみの園が行う施設入所支援(以下「指定施設入所支援等」という。)を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、(3)については、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限るものとする。

(1) 区分4(50歳以上の者)にあつては、区分3)以上に該当する者

(2) 第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等(以下「指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、居宅から当該指定自立訓練等が提供される指定障害者支

へ通所することが困難である者

- (3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者)であっては、区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等若しくは第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を受ける者

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。)に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他指定障害者支援施設若しくはのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所している者、又は当該特定旧法指定施設若しくは当該指定障害者支援施設等を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者

援施設等へ通所することが困難である者

- (3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3(50歳以上の者)であっては、区分2)以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等若しくは第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を受ける者

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

特定旧法受給者(法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者をいう。)のうち、法附則第22条第3項の規定により介護給付費又は訓練等給付費を支給される者、平成18年9月30日において現に入所していた特定旧法指定施設(法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。)を退所した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困難となったと市町村が認めた者

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位(指定施設入所支援等であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が

設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合
合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数
を算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に
該当する者が利用者の数の合計数の100分の60以上である
こと。

(2) 平均障害程度区分が5.5以上であること。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府
県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定
施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1
日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設
置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合
合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を
算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に
該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上100分
の60未満であること。

(2) 平均障害程度区分が5.3以上5.5未満であること。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府
県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定
施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1
日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設
置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合
合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を
算定する。

(1) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること。

(2) 平均障害程度区分が5.1以上5.3未満であること。

5 ニについては、次の(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(一) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること。

(二) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。

(三) 平均障害程度区分が4.9以上5.1未満であること。

(2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(一) 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上であること。

(二) 平均障害程度区分が5.1以上であること。

6 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4.7以上4.9未満であること。

7 ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4.5以上5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること。

(2) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上であること。

(3) 平均障害程度区分が4.4以上4.7未満であること。

8 トについては、次の(1)又は(2)に掲げる利用者に対して、それぞれ(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 注1の(1)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(-)又は(二)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(-) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上100分の40未満であること。

(二) 平均障害程度区分が4.1以上4.4未満であること。

(2) 注1の(2)又は(3)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

9 チについては、次の(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(-)から(三)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(一) 平均障害程度区分が4以上4.5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30未満であること。

(二) 平均障害程度区分が4未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上であること。

(三) 平均障害程度区分が3.8以上4.1未満であること。

(2) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(一) 平均障害程度区分が4以上であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上であること。

(二) 平均障害程度区分が4.1以上であること。

10 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 平均障害程度区分が4未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20以上100分の30未満であること。

(2) 平均障害程度区分が3.5以上3.8未満であること。

11 ヌについては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる利用者

2 イから三までに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定

に対して、それぞれ(1)又は(2)に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 注1の(1)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、平均障害程度区分が4未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

(2) 注1の(2)又は(3)に掲げる利用者 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位

12 ルについては、注1の(2)又は(3)に掲げる利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

13 イからルまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定

める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

- (2) 指定施設入所支援等の提供に当たって、指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 100分の95

2 夜勤職員配置体制加算

(1)利用定員が21人以上40人以下 38単位

(2)利用定員が41人以上60人以下 30単位

(3)利用定員が61人以上 25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定施設入所支援等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

- (2) 指定施設入所支援等の提供に当たって、指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 100分の95

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

施設入所支援の単位における生活支援員の員数が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

- (1) 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下である場合にあっては、2以上
- (2) 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下である場合にあっては、3以上
- (3) 前年度の利用者の数の平均値が61人以上である場合にあっては、3に、当該前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 重度障害者支援加算

イ 重度障害者支援加算(I) 28単位

ロ 重度障害者支援加算(II)

(1) 人員配置体制加算(I)が算定されている場合

(一) 区分6 10単位

(二) 区分5 198単位

(三) 区分4 440単位

(四) 区分3 538単位

(2) 人員配置体制加算(II)が算定されている場合

(一) 区分6 20単位

(二) 区分5 255単位

(三) 区分4 496単位

(四) 区分3 594単位

(3) 人員配置体制加算(III)が算定されている場合

2 重度障害者支援加算

(1) 重度障害者支援加算(I) 28単位

(2) 重度障害者支援加算(II)

(一) 施設入所支援サービス費(I)が算定されている場合 40単位

(二) 施設入所支援サービス費(II)が算定されている場合 164単位

(三) 施設入所支援サービス費(III)が算定されている場合 306単位

(四) 施設入所支援サービス費(IV)が算定されている場合 435単位

(五) 施設入所支援サービス費(V)が算定されている場合 505単位

(六) 施設入所支援サービス費(VI)が算定されている場合 563単位

(一) 区分6 78単位

(二) 区分5 343単位

(三) 区分4 585単位

(四) 区分3 683単位

(4) 人員配置体制加算が算定されていない場合

(一) 区分6 130単位

(二) 区分5 395単位

(三) 区分4 637単位

(四) 区分3 735単位

注1 イについては、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者が利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注1及び注3において同じ。）の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 イが算定されている指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場

(七) 施設入所支援サービス費(Ⅶ)が算定されている場合 605単位

(八) 施設入所支援サービス費(Ⅷ)が算定されている場合 676単位

(九) 施設入所支援サービス費(Ⅸ)が算定されている場合 704単位

(十) 施設入所支援サービス費(X)が算定されている場合 730単位

(十一) 施設入所支援サービス費(XI)が算定されている場合 799単位

注1 (1)については、利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注1及び注3において同じ。）の平均障害程度区分が5以上であり、かつ、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者が利用者の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 (1)については、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数に22単位

合に、さらに1日につき所定単位数に22単位を加算する。

- 3 ロ(1)については、第5の2のイに規定する人員配置体制加算(I)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 4 ロ(2)については、第5の2のロに規定する人員配置体制加算(II)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- 5 ロ(3)については、第5の2のハに規定する人員配置体制加算(III)が算定されている利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている

を加算する。

- 3 (2)については、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員を、(一)から(三)までに掲げる場合にあっては0.5人以上、(四)から(七)までに掲げる場合にあっては1人以上、(八)から(十一)までに掲げる場合にあっては1.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第5の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であって、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第1号に掲げる生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

7 ロの(1)から(4)については、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、1日につき所定単位数に700単位を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める基準は以下のとおり。
算出した行動関連項目が、15点以上であること。

※別に厚生労働大臣が定める基準は以下のとおり。
算出した行動関連項目が、15点以上であること。

(削除)

3 新事業移行時特別加算 21単位

4 夜間看護体制加算 60単位

注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間をとおして、生活支援員に替えて看護職員（3の重度障害者支援加算(1)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事へ届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 入所時特別支援加算 30単位

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6 土日等日中支援加算 90単位

注 (1)又は(2)のいずれかに該当する日において、当該指定障害者支援施設において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 土曜日、日曜日等であって第5の生活介護、第11の自立訓練（機能訓練）、第12の自立訓練（生活訓練）、第13の就労移行支援、第14の就労継続支援A型又は第15の就労継続支援B型（(2)において「日中活動サービス」という。）に係るサービス費が算定されない日

注 特定旧法指定施設である指定障害者支援施設が、指定施設入所支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

(2) 利用者が現に入所している指定障害者支援施設等以外において実施されている日中活動サービスを利用している場合において、心身の状況等により当該指定障害者支援施設以外で実施する日中活動サービスが利用できない日

7 入院・外泊時加算

- (1) 利用定員が60人以下 320単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 272単位
- (3) 利用定員が81人以上 247単位

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（第9の共同生活介護（以下、「共同生活介護」という。）及び第16の共同生活援助（以下、「共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。）を認めた場合に、1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

8の2 長期入院等支援加算

- (1) 利用定員が60人以下 160単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 136単位
- (3) 利用定員が81人以上 123単位

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊（共同生活介護及び共同生活援助における体験

4 入院・外泊時加算

- (1) 利用定員が60人以下 320単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 272単位
- (3) 利用定員が81人以上 247単位

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

4の2 長期入院等支援加算

- (1) 利用定員が60人以下 160単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 136単位
- (3) 利用定員が81人以上 123単位

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれか

的な利用に伴う外泊を含む。)を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1日につき、利用定員に応じ、所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

9 入院時支援特別加算

- (1) 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。(2)及び注において同じ。)の日数の合計が4日未満の場合 561単位
- (2) 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者(10において「施設従業者」という。)のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合

の職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。)について、1日につき、利用定員に応じ、所定単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

6 入院時支援特別加算

- (1) 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。(2)及び注において同じ。)の日数の合計が4日未満の場合 561単位
- (2) 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

10 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注において同じ。)の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

11 地域生活移行個別支援特別加算

イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) 12単位

ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) 306単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。

5 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注において同じ。)の退所に先立って、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者(6において「施設従業者」という。)のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

- 1 ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定障害者支援施設基準第4条又は指定障害者支援施設基準附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき生活支援員に加え、1人以上配置していること。
- 2 精神科を担当する医師（嘱託でも可）による定期的な指導が一月に2回以上行われていること
- 3 医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。
- 4 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。

注2 ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内の期間（ただし、医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間を限度とする。）において、1日につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年7月16日法律第110号）第42条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者。

12 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)

- (1) 利用定員が40人以下 27単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 22単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 15単位
- (4) 利用定員が81人以上 12単位

ロ 栄養士配置加算(II)

- (1) 利用定員が40人以下 15単位
- (2) 利用定員が41人以上60人以下 12単位
- (3) 利用定員が61人以上80人以下 8単位
- (4) 利用定員が81人以上 6単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを

7 栄養管理体制加算

イ 栄養管理体制加算(I)

- (1) 利用定員が41人以上60人以下 24単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 17単位
- (3) 利用定員が81人以上 13単位

ロ 栄養管理体制加算(II)

- (1) 利用定員が41人以上60人以下 22単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 15単位
- (3) 利用定員が81人以上 12単位

ハ 栄養管理体制加算(III)

- (1) 利用定員が41人以上60人以下 12単位
- (2) 利用定員が61人以上80人以下 8単位
- (3) 利用定員が81人以上 6単位

注1 イについては、次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (3) 利用者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イ

算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

13 栄養マネジメント加算 10単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士（平成24年3月31日までの間に限り、栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士を含む。）を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていると同時に、入所者の栄養状態を定期的に記録していること

又はハを算定している場合は、算定しない。

(1) 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 ハについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること

(2) 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

14 経口移行加算 28単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

15 経口維持加算

(1) 経口維持加算（Ⅰ） 28単位

(2) 経口維持加算（Ⅱ） 5単位

注1 指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指

示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合は、経口維持加算（Ⅱ）は、算定しない。

イ 経口維持加算（Ⅰ）

経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算（Ⅱ）

経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

16 療養食加算

23単位

注 13の栄養士配置加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める療養食

を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

※別に厚生労働大臣が定める療養食は以下のとおり。

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

自立訓練（機能訓練）に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第11 自立訓練(機能訓練)</p> <p>1 機能訓練サービス費(1日につき)</p> <p>イ 機能訓練サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が20人以下 785単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が21人以上40人以下 701単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が41人以上60人以下 667単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>利用定員が61人以上80人以下 639単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(5) <u>利用定員が81人以上 601単位</u></p> <p>ロ 機能訓練サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>所要時間1時間未満の場合 254単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>所要時間1時間以上の場合 584単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位</u></p> <p>ハ 基準該当機能訓練サービス費 <u>785単位</u></p> <p>注1 イについては、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に掲げる自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練(機能訓練)(以下「指定自立訓練(機能訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1日</p> | <p>第11 自立訓練(機能訓練)</p> <p>1 機能訓練サービス費(1日につき)</p> <p>イ 機能訓練サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が40人以下 668単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 635単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 609単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4) <u>利用定員が81人以上 572単位</u></p> <p>ロ 機能訓練サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>所要時間1時間未満の場合 187単位</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>所要時間1時間以上の場合 280単位</u></p> <p>ハ 基準該当機能訓練サービス費 <u>668単位</u></p> <p>注1 イについては、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に掲げる自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練(機能訓練)(以下「指定自立訓練(機能訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1日</p> |

につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ロの(1)及び(2)については、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、自立訓練(機能訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練(機能訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(機能訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2の2 ロの(3)については、別に厚生労働大臣の定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

※別に厚生労働大臣の定める者は以下のとおり。

国立障害者リハビリテーションセンター学院の実施する視覚障害生活訓練専門職員養成課程又はこれに準ずる視覚障害者に対する訓練を行う者を養成する研修を修了した者。

①国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科

につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、自立訓練(機能訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練(機能訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(機能訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

②盲人歩行訓練指導員研修

③視覚障害者生活訓練指導員研修

④視覚障害生活訓練指導員研修

⑤①～④に準ずる研修

3 ハについては、指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が基準該当自立訓練(機能訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 イ又はロに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者(指定自立訓練等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(機能

3 ハについては、指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が基準該当自立訓練(機能訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 イ又はロに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者(指定自立訓練等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(機能

訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合
100分の95

- 5 利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、機能訓練サービス費は、算定しない。

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)に掲げる生活支援員(以下注2において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合
100分の95

- 5 利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、機能訓練サービス費は、算定しない。

(2) 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 初期加算 30単位

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が15以上(指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上)であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設である指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設において、指定自立訓練(機能訓練)又は指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 初期加算 30単位

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機

能訓練)等を行った場合に、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において指定自立訓練(機能訓練)を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、予め当該指定自立訓練(機能訓練)の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又は当該利用者の家族等への連絡調整を行うとともに当該利用者の状況等を記録し、引き続き当該指定自立訓練(機能訓練)の利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 リハビリテーション加算 20単位

注 次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所について、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。
- (2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定自立訓練(機能訓練)を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

能訓練)等を行った場合に、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

(3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該

指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

自立訓練（生活訓練）に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第12 自立訓練(生活訓練)</p> <p>1 生活訓練サービス費(1日につき)</p> <p>イ 生活訓練サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>利用定員が20人以下</u> 748単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 利用定員が21人以上40人以下 668単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 利用定員が41人以上60人以下 635単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 利用定員が61人以上80人以下 609単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 利用定員が81人以上 572単位</p> <p>ロ 生活訓練サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>254</u>単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 所要時間1時間以上の場合 <u>584</u>単位</p> <p>ハ 生活訓練サービス費(III)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 利用期間が2年間以内の場合 270単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 利用期間が2年間を超える場合 162単位</p> <p>ニ 基準該当生活訓練サービス費 <u>748</u>単位</p> <p>注1 イについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を除く。)、指定障害者支援施設が</p> | <p>第12 自立訓練(生活訓練)</p> <p>1 生活訓練サービス費(1日につき)</p> <p>イ 生活訓練サービス費(I)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 利用定員が40人以下 <u>668</u>単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 利用定員が41人以上60人以下 <u>635</u>単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 利用定員が61人以上80人以下 <u>609</u>単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 利用定員が81人以上 <u>572</u>単位</p> <p>ロ 生活訓練サービス費(II)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 所要時間1時間未満の場合 <u>187</u>単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 所要時間1時間以上の場合 <u>280</u>単位</p> <p>ハ 生活訓練サービス費(III)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 利用期間が1年間以内の場合 270単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 利用期間が1年間を超える場合 162単位</p> <p>ニ 基準該当生活訓練サービス費 <u>668</u>単位</p> <p>注1 イについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」という。)において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))を除く。)、指定障害者支援施設が行</p> |

行う自立訓練(生活訓練)(規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)(以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、訪問を開始した日から起算して180日の間に50回かつ月14回を限度として、自立訓練(生活訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練(生活訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(生活訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 3 ハについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 ニについては、指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓

う自立訓練(生活訓練)(規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練(生活訓練)(以下「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、週2回を限度として、自立訓練(生活訓練)計画(指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練(生活訓練)計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「自立訓練(生活訓練)計画等」という。)に位置付けられた内容の指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 3 ハについては、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 ニについては、指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)(同条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)を行う事業所において、基準該当自立訓

練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 イからハまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)に該当する場合に、ハについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

6 利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活訓練サービス費は、算定しない。

1の2 福祉専門職員配置等加算

練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 イからハまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の(3)に該当する場合に、ハについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

6 利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活訓練サービス費は、算定しない。

イ 福祉専門職員配置等加算(I)

ロ 福祉専門職員配置等加算(II)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員（以下注2において「生活支援員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき7単位を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

1の3 地域移行支援体制強化加算 55単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号に掲げる地域移行支援員の配置について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所について、所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は次のとおり。

- ① 地域移行支援員について、宿泊型自立訓練の利用者の数を15で除して得た数以上配置していること。
- ② ①の地域移行支援員のうち1人以上は常勤であること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(1のイに規定する生活訓練サービス費(1)が算定されている利用者に限る。以下この注において同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(削除)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(1のイに規定する生活訓練サービス費(1)が算定されている利用者に限る。以下この注において同じ。)の数が15以上(指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 新事業移行時特別加算 48単位

3 初期加算 30単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、予め当該指定自立訓練(生活訓練)の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業員のうちいずれかの職種の者が、利用者又は当該利用者の家族等への連絡調整を行うとともに当該利用者の状況等を記録し、引き続き当該指定自立訓練(生活訓練)の利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(1) 500単位

注 特定旧法指定施設である指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設において、指定自立訓練(生活訓練)又は指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 初期加算 30単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者(1のイに規定する生活訓練サービス費(Ⅰ)が算定されている利用者に限る。以下この注及び注2において同じ。)に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

5 短期滞在加算

イ 短期滞在加算(Ⅰ) 180単位

ロ 短期滞在加算(Ⅱ) 115単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(1のハの生活訓練サービス費(Ⅲ))を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5の2 日中支援加算 270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が

5 短期滞在加算

イ 短期滞在加算(Ⅰ) 180単位

ロ 短期滞在加算(Ⅱ) 115単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(1のハの生活訓練サービス費(Ⅲ))を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援に係る支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が心身の状況等により当該障害福祉サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者のうち100分の70以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5の4 入院時支援特別加算

イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合
561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,12
2単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所（当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちい

ずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の5 長期入院時支援特別加算 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所（当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。）。ただし、5の4の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

5の6 帰宅時支援加算

イ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位

ロ 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に

基づき家族等の居宅等において外泊（共同生活介護及び共同生活援助への体験的な利用に伴う外泊を含む。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7 長期帰宅時支援加算 25単位

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（共同生活介護及び共同生活援助への体験的な利用に伴う外泊を含む。）した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する（継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。）。ただし、7の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。

5の8 地域移行加算 500単位

注 利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者であつて、利用期間が2年以内である者の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しな

い。

5の9 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

- 1 ①社会福祉士、②精神保健福祉士のいずれかの資格を有する職員を、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、1人以上配置していること。
- 2 医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障害者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。
- 3 保護観察所、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。

※別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年7月16日法律第110号）第42条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定があった日から起算して3年を経過していない者、刑務所からの出所に伴い障害者等の地域生活の定着支援を目的とした機関からの受入依頼を受けた者であって3年を経過していない者又はこれに準ずる者。

※支給決定通知において、当該加算の対象者については、「長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者」として3年間の標準利用期間がある旨記載した上で、加算算定期間について、3年間（他の宿泊型自立訓練を実施する指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活介護事業所、指定障害者支援施設及び指定共同生活援助事業所において本加算を算定した期間を除く。）を基本とすることを通知で記載。

※ 当該加算が算定される場合については、特別な支援に対応した個別支援計画を作成するに当たり、日中活動における支援も踏まえて作成するとともに、日中活動事業所からの要請により支援に協力することとする。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算

イ 食事提供体制加算(I) 68単位

ロ 食事提供体制加算(II) 42単位

注1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者に限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算

イ 食事提供体制加算(I) 68単位

ロ 食事提供体制加算(II) 42単位

注1 イについては、低所得者等(5の短期滞在加算が算定される者のうち、継続的に居室の提供を受ける者以外のものに限る。)に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する調理

者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算(I) 180単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算(II) 115単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第13の9において同じ。)が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して

員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算(I) 180単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算(II) 115単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第13の9において同じ。)が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して

指定自立訓練(生活訓練)又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であつて、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(第13の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

指定自立訓練(生活訓練)又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であつて、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(第13の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

就労移行支援に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第13 就労移行支援</p> <p>1 就労移行支援サービス費（1日につき）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>就労移行支援サービス費（I）</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(1) <u>利用定員が20人以下 850単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(2) <u>利用定員が21人以上40人以下 759単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(3) <u>利用定員が41人以上60人以下 727単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(4) <u>利用定員が61人以上80人以下 683単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(5) <u>利用定員が81人以上 647単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ロ <u>就労移行支援サービス費（II）</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(1) <u>利用定員が20人以下 533単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(2) <u>利用定員が21人以上40人以下 476単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(3) <u>利用定員が41人以上60人以下 446単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(4) <u>利用定員が61人以上80人以下 435単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(5) <u>利用定員が81人以上 421単位</u></p> <p>注1 イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者に対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>2 ロについては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう</p> | <p>第13 就労移行支援</p> <p>1 就労移行支援サービス費（1日につき）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>就労移行支援サービス費（I）</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(1) <u>利用定員が40人以下 769単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 737単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 693単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(4) <u>利用定員が81人以上 657単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ロ <u>就労移行支援サービス費（II）</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(1) <u>利用定員が40人以下 476単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(2) <u>利用定員が41人以上60人以下 446単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(3) <u>利用定員が61人以上80人以下 435単位</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(4) <u>利用定員が81人以上 421単位</u></p> <p>注1 イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者に対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>2 ロについては、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう</p> |

師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定就労移行支援事業所等」という。)において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害者福祉サ

師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(以下「指定就労移行支援事業所等」という。)において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害者福祉サ

ービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画(指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労移行支援計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定就労移行支援等の利用者(当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の8に規定する標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

6 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労移行支援サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数(重度の視覚障害者、聴覚障害者、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知

ービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画(指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労移行支援計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

(3) 指定就労移行支援等の利用者(当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の8に規定する標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

6 利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労移行支援サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数が15以上(指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上)であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移

事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ 就労定着者が利用定員の100分の5以上100分の15未満の場合
21単位

ロ 就労定着者が利用定員の100分の15以上100分の25未満の場合
48単位

ハ 就労定着者が利用定員の100分の25以上100分の35未満の場合
82単位

ニ 就労定着者が利用定員の100分の35以上100分の45未満の場合
126単位

ホ 就労定着者が利用定員の100分の45以上の場合 189単位

注 指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度及び前々年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数に、前年度については100分の80を乗じた数と前々年度については100分の20を乗じた数を加えた数がイからホまでのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(削除)

行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算 26単位

注 指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員の100分の20を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設である指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設において、指定就労移行支援又は指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内

4 初期加算 30単位

注 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労移行支援従業者」という。）が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加

の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 初期加算 30単位

注 指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

6 訪問支援特別加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加

算する。

7 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算(I) 180単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算(II) 115単位

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準175条第1項若しくは第176条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる職業指導員、生活支援員又は就労支援員(以下注2において「職業指導員等」という。)として常勤で配置

算する。

8 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 精神障害者退院支援施設加算

イ 精神障害者退院支援施設加算(I) 180単位

ロ 精神障害者退院支援施設加算(II) 115単位

注 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない

。

(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

10 欠席時対応加算 94単位

注 指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援事業等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、予め当該指定就労移行支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労移行支援従業者が、利用者又は当該利用者の家族等への連絡調整を行い、引き続き当該指定就労移行支援の利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する

。

11 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

ロ 医療連携体制加算(II) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

12 就労支援関係研修修了加算 11単位

注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業者等（3の就労移行支援体制加算の対象となる指定就労移行支援事業者等に限る。）において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める研修
地域障害者職業センターが実施する就労支援員向けの研修（平成21年度から実施予定）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第2項に掲げる第1号職場適応援助者の研修を対象とする。

13 施設外就労加算 100単位

注 指定就労移行支援事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度とし、20日を上限として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業内等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。（就労移行支援サービス費(Ⅱ)を除く。）

※ 別に厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる各号をすべて満たした場合に対象とする。

- (1) ユニット単位で実施することとし、1ユニットは利用者3人以上とすること。
- (2) 利用者の数の合計数は、利用定員の100分の70以下を限度とすること。
- (3) 1ユニットごとに職員を配置することとし、その職員の数が、常勤換算で、1ユニットにおける施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

就労継続支援A型に要する費用の額の算定方法（案）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第14 就労継続支援A型</p> <p>1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)</p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費(I)</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 590単位</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 527単位</p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 494単位</p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 485単位</p> <p>(5) 利用定員が81人以上 470単位</p> <p>ロ 就労継続支援A型サービス費(II)</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 539単位</p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 481単位</p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 448単位</p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 439単位</p> <p>(5) 利用定員が81人以上 424単位</p> <p>注1 <u>イからロまで</u>については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支</p> | <p>第14 就労継続支援A型</p> <p>1 就労継続支援A型サービス費(1日につき)</p> <p>イ 利用定員が40人以下 481単位</p> <p>ロ 利用定員が41人以上60人以下 448単位</p> <p>ハ 利用定員が61人以上80人以下 439単位</p> <p>ニ 利用定員が81人以上 424単位</p> <p>注1 <u>就労継続支援A型サービス費</u>については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「</p> |

援A型等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。)において、指定就労継続支援A型等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

就労継続支援A型サービス費（I）を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準において、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

3 ロについては、注2に規定する以外の指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 イからロまでに掲げる就労継続支援A型サービス費の算定に

指定就労継続支援A型等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 就労継続支援A型サービス費については、指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。)において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 就労継続支援A型サービス費の算定に当たって、次の(1)又

当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援A型計画(指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援A型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

5 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援A型サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数(重度の視覚障害者、聴覚障害者、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県

は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援A型計画(指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援A型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

4 利用者が就労継続支援A型以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、就労継続支援A型サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数が15以上(指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用者の数が51以上である場合にあっては、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上)であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、

知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算 26単位

注 指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援A型事業所等の指定就労継続支援A型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(削除)

4 初期加算 30単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続

指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算 26単位

注 指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援A型事業所等の指定就労継続支援A型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 新事業移行時特別加算 48単位

注 特定旧法指定施設である指定就労継続支援A型事業所等において、利用者に対して、指定就労継続支援A型等を行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定就労継続支援A型事業所等に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 初期加算 30単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

6 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において継続して指定就労継続

支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（以下「就労継続支援A型従業者」という。）が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者又は指定障害者支援施設が、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の

支援A型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援A型等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援A型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労継続支援A型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援A型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援A型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者又は指定障害者支援施設が、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8 食事提供体制加算 42単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の

提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 10単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 6単位

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる職業指導員又は生活支援員（以下注2において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(1) 職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

(2) 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

9 欠席時対応加算 94単位

提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

注 指定就労継続支援A型事業所等において指定就労移行支援事業A型等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、予め当該指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援A型従業者が、利用者又は当該利用者の家族等への連絡調整を行い、引き続き当該指定就労継続支援A型の利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算(I) 500単位

ロ 医療連携体制加算(II) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1回の訪問につき8名を限度として算定することとし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない

。

11 施設外就労加算 100単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度とし、20日を上限として、別に厚生労働大臣が定める基準を満た

し、企業内等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準とは

次に掲げる各号をすべて満たした場合に対象とする。

(1) ユニット単位で実施することとし、1ユニットは利用者3人以上とすること。

(2) 利用者の数の合計数は、利用定員の100分の70以下を限度とすること。

(3) 1ユニットごとに職員を配置することとし、その職員の数が、常勤換算で、就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）で算定する指定就労継続A型事業所等においては、施設外就労利用者の数を七・五以上で除した数以上、就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）で算定する指定就労継続支援A型事業所等においては、1ユニットにおける施設外就労利用者の数を十で除して得た数以上であること。

12 重度者支援体制加算

イ 利用定員が20人以下 56単位

ロ 利用定員が21人以上40人以下 50単位

ハ 利用定員が41人以上60人以下 47単位

ニ 利用定員が61人以上80人以下 46単位

ホ 利用定員が81人以上 45単位

注 イからホまでについては、指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級(国民年金法(昭和34年法律第131号)に基づく障害基礎年金1級をいう。)を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援A型等の

利用者の数の100分の50（平成24年3月31日までの間、特定旧法指定施設が行う指定就労継続支援A型等に係る指定就労継続支援A型事業所等にあつては100分の5）であるものとして都道府県知事に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。